

別表第2 提出書類一覧表（申請）

◎は必ず提出するもの、○は該当する場合に提出する書類です。

区分	提出書類	法人	個人	注意事項等	コピー
共通	倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書 （様式第1号）	◎	◎	・電子申請の場合は、 不要 です。 （申請画面が申請書となっています。）	
	営業種目申請書（様式第2号）	◎	◎		
	委任状（様式第3号）	○	○	・入札、契約等の権限を代理人（支店長、 営業所長等）に委任する場合のみ提出して ください。 ・受任者印を使用印鑑としてください。	
	使用印鑑届（様式第4号）	○	○	・代表者（本社）が入札又は見積り、契約 の締結並びに代金の請求及び受領の事務等 に関し、実印以外の印鑑を使用する場合の み届けてください。 ・受任者（支店等）の使用する印鑑は、様 式第3号の委任状に押印するため、本届は 不要です。	
	市税の課税・納付状況に係る確認についての同意 書（様式第5号）	◎	◎		
	暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）	◎	◎		
	営業に必要な許可、認可等の証明書	○	○	・官公署等の許可、認可等がなければ営業 できない業種のみ	可
納税証明書	◎	◎	・納税地を所轄する税務署で発行 ・法人は、「その3の3」 ・個人は、「その3の2」 ・申請日前3箇月以内に発行されたもの	可	
法人	登記事項証明書 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	◎		・法務局で発行 ・申請日前3箇月以内に発行されたもの	可
	印鑑証明書	◎			
個人	身分証明書		◎	・本籍地の市区町村で発行 ・申請日前3箇月以内に発行されたもの	可
	登記されていないことの証明書（※1）		◎	・法務局で発行 ・申請日前3箇月以内に発行されたもの	可
	印鑑登録証明書		◎	・住所地の市区町村で発行 ・申請日前3箇月以内に発行されたもの	可

（※1）【登記されていないことの証明書について】

最寄りの法務局は鳥取地方法務局になります。倉吉支局では発行できないのでご注意ください。
詳しくは法務局のサイト等でご確認ください。